

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの概要

第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨 (P1～)

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

(2) 背景・基本的考え方 (P2～)

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

3

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (P12～)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

- ① 要支援認定を受けた者
② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業 (P13～)

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

5

3 市町村による効果的・効率的な事業実施 (P14～)

- 総合事業の実施に当たって、市町村は、
 - ・ 住民主体の多様なサービスの充実による、要支援者の状態等に応じた住民主体のサービス利用促進
 - ・ 高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業の充実による認定に至らない高齢者の増加
 - ・ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。
- 総合事業と予防給付の費用の伸び率は、中長期的に75歳以上高齢者数の伸び率程度となることを目安に努力。
- さらに、総合事業を効率的に実施していくため、個々の事業評価と、市町村による総合事業の結果等の検証と次期計画期間への取組の反映が重要。その際、介護保険運営協議会等で議論することが重要。

4 都道府県による市町村への支援 (P16～)

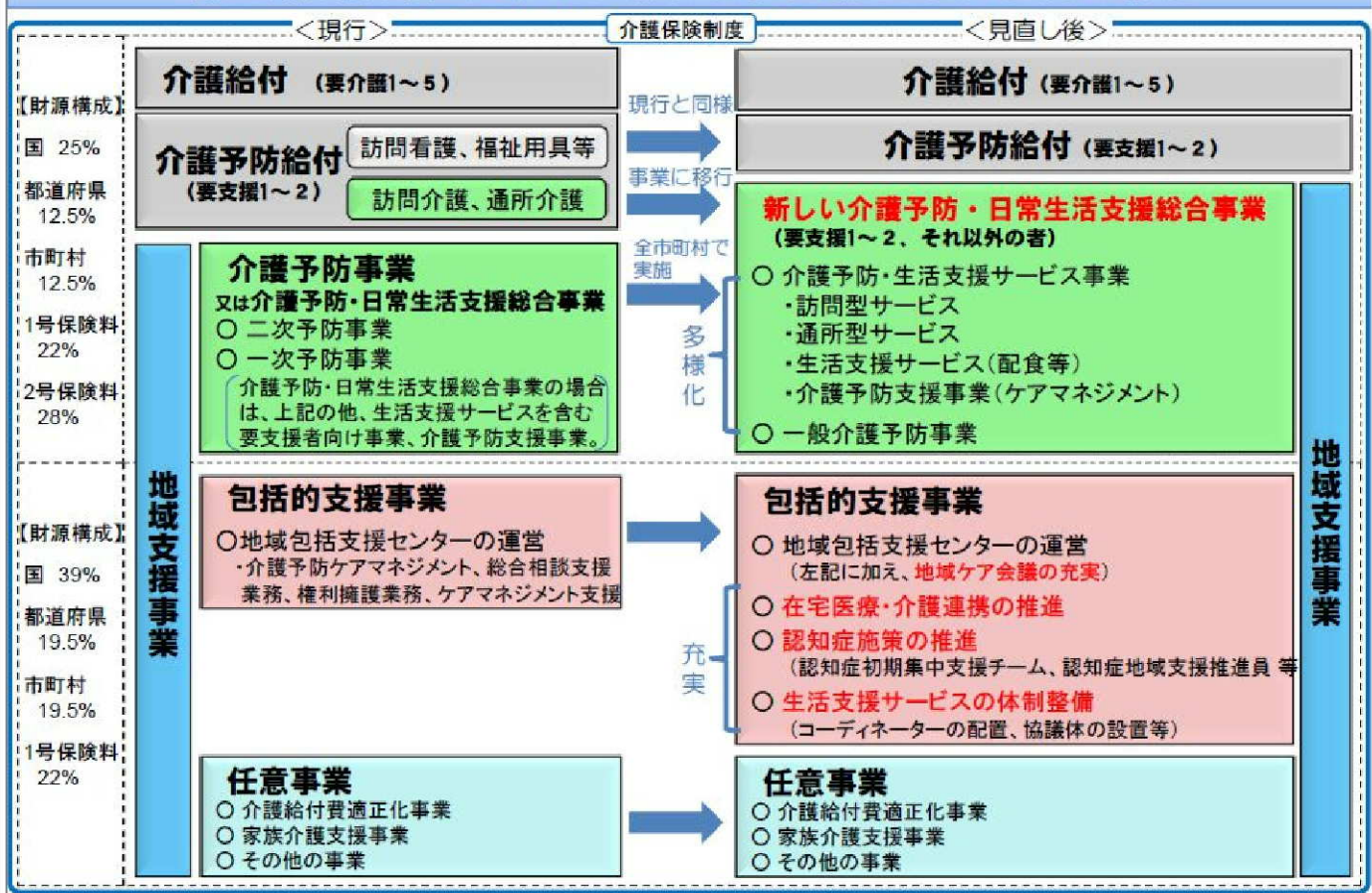
- 都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その地域の実情に応じて、例えば以下のような市町村支援の取組を実施。
 - ・ 総合事業の検討状況の把握や必要な支援についての調査等の現状把握
 - ・ 相談への助言・支援や好事例などの収集・情報提供
 - ・ 総合事業において中核を担う市町村職員や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーターなどに対する研修、保健師やリハビリ専門職等の広域派遣調整等の人材育成・人材確保
 - ・ 市町村間や各団体・組織との連絡調整、ネットワーク化等の広域調整 等

5 好事例の提供 (P18～)

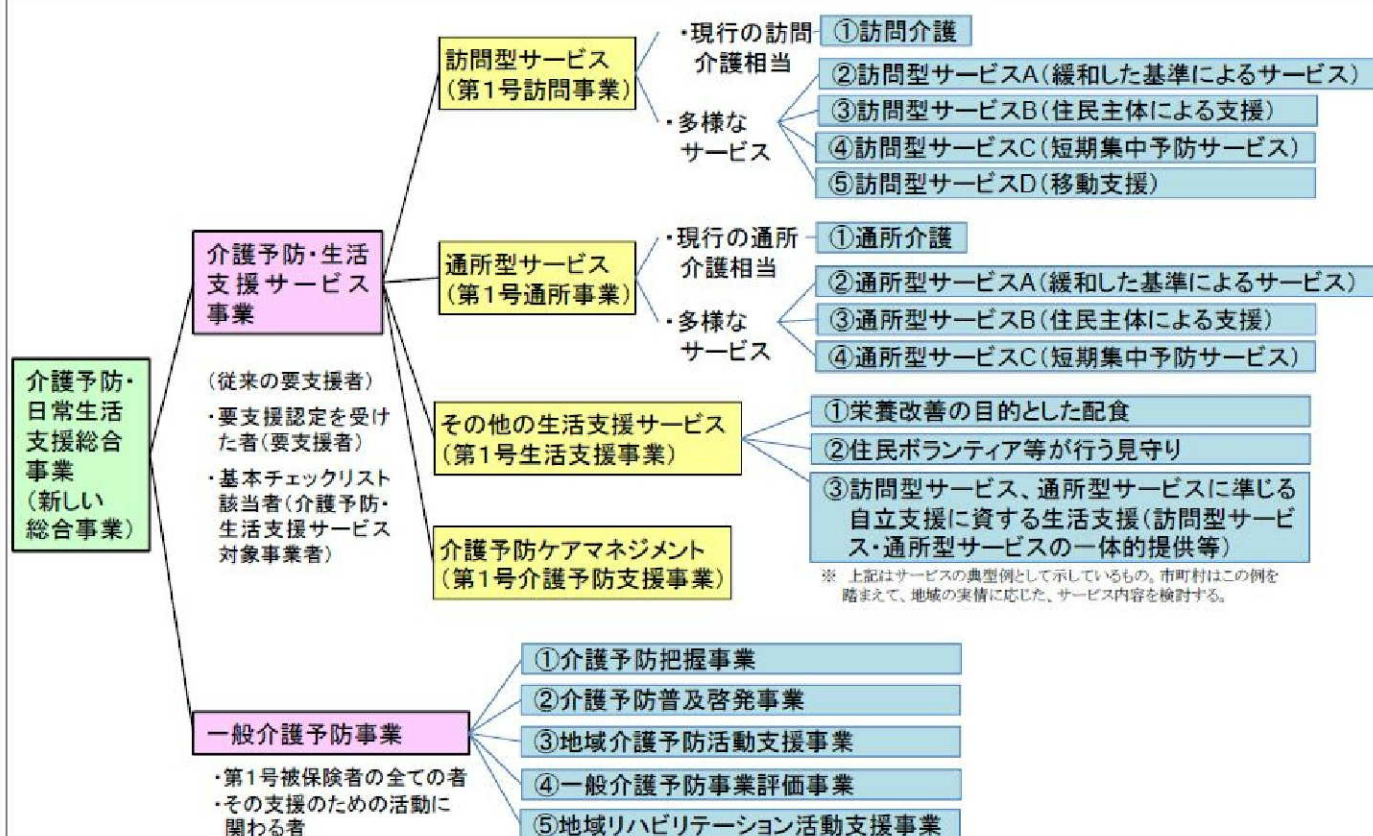
- 市町村による効率的・効果的な総合事業の実施のため、各種事例集を取りまとめ(次頁参照)。

7

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



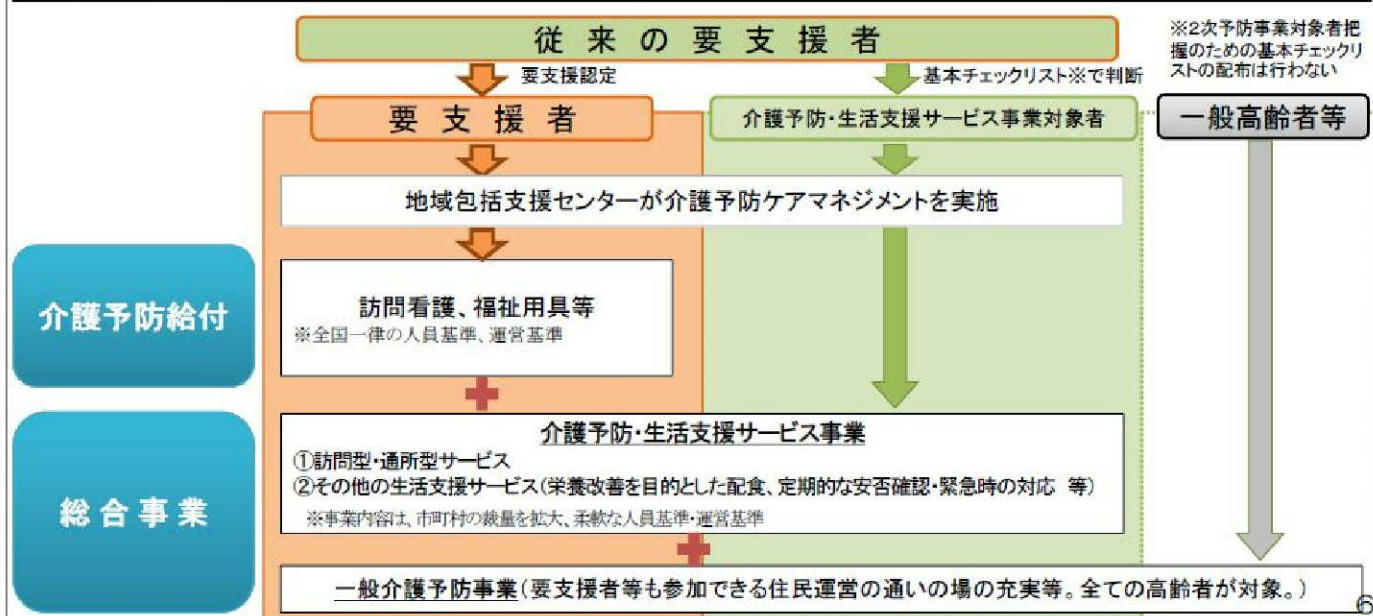
【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



第1 総合事業に関する総則的な事項

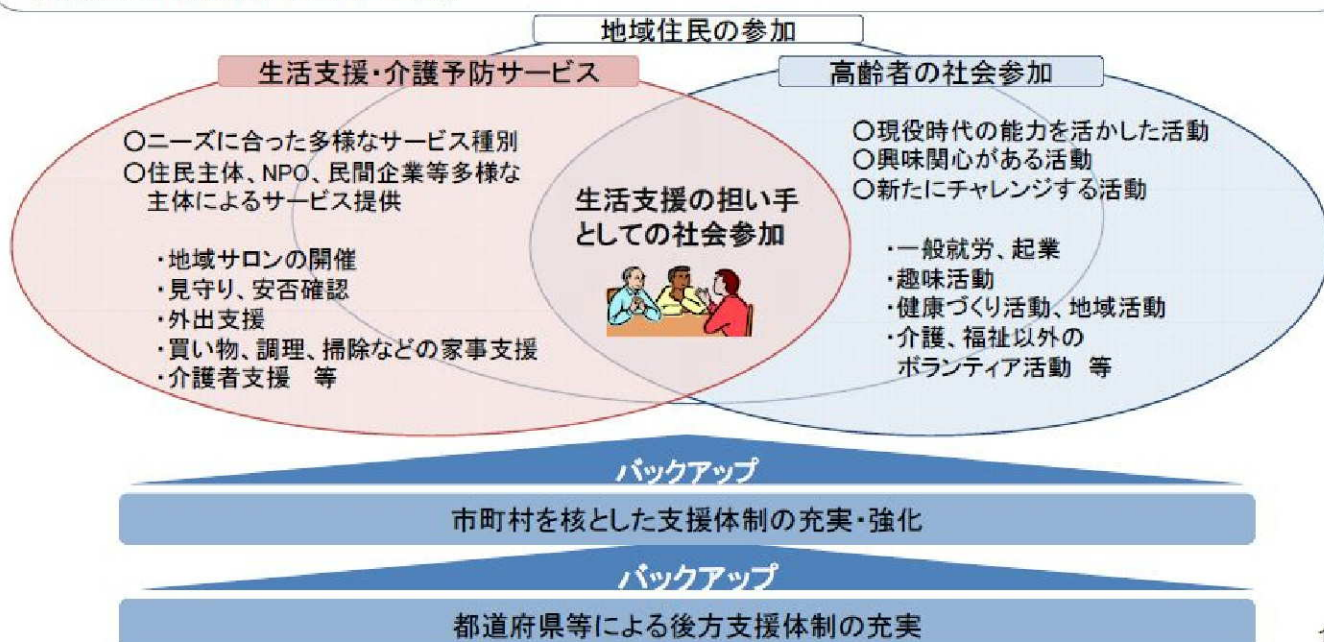
【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



【参考】生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



14

【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成29年度までの間にこれらのエリアの充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進



※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

15

要支援者ニーズ調査について

1 調査概要

- (1) 調査内容 高齢サポートが平成26年12月に介護予防支援を行った要支援者のうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護利用者のサービス内容、利用頻度、非専門職によるサービス代替可能性等
- (2) 調査回答者 市内61箇所の高齢サポート職員
- (3) 調査期間 平成27年1月7日～平成27年2月10日
- (4) 回答件数 13,168件（要支援1:5,007件、要支援2:8,161件）

2 主な結果

【介護予防訪問介護】

○ 介護予防訪問介護利用状況

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
利用していない	6,084	46.2	2,362	47.2	3,722	45.6
利用している	7,084	53.8	2,645	52.8	4,439	54.4

○ 提供サービス(複数回答)【高い順】

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
掃除	6,711	94.7	2,518	95.2	4,193	94.5
買物代行	2,389	33.7	697	26.4	1,692	38.1
話し相手	996	14.1	324	12.2	672	15.1
調理	782	11.0	232	8.8	550	12.4
洗濯	541	7.6	154	5.8	387	8.7
買物同行	369	5.2	113	4.3	256	5.8
ゴミだし	315	4.4	65	2.5	250	5.6
入浴見守り	296	4.2	62	2.3	234	5.3
入浴介助	209	3.0	27	1.0	182	4.1
その他※	464	6.5	119	4.5	345	7.8
不明・無回答	14	0.2	3	0.1	11	0.2
【参考】サンプル数(%ベース)	7,084	100.0	2,645	100.0	4,439	100.0

※その他…「入浴以外の保清」「排泄介助」「食事介助」「通院介助」「水分補給」「体位変換」「服薬支援」「その他」をまとめたもの

○ 利用頻度

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
週1回	4,617	65.2	2,059	77.8	2,558	57.6
週2回	1,990	28.1	519	19.6	1,471	33.1
週3回以上	355	5.0	15	0.6	340	7.6
月1回	48	0.7	23	0.9	25	0.6
月2回	10	0.1	7	0.3	3	0.1
不明・無回答	64	0.9	22	0.8	42	0.9
【参考】サンプル数(%ベース)	7,084	100.0	2,645	100.0	4,439	100.0

○ 1回／利用時間

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
30分未満	24	0.3	13	0.5	11	0.2
30分以上1時間未満	6,661	94.0	2,493	94.3	4,168	93.9
1時間以上2時間未満	332	4.7	120	4.5	212	4.8
2時間以上	1	0.0	0	0.0	1	0.0
不明・無回答	66	0.9	19	0.7	47	1.1
【参考】サンプル数(%ベース)	7,084	100.0	2,645	100.0	4,439	100.0

○ 現行サービス以外での代替可能性について

(単位: %)

	掃除			買物代行		
	全体	要支援1	要支援2	全体	要支援1	要支援2
「専門職」によるサービス提供が必要	43.9	38.8	47.0	44.9	40.2	46.8
「非専門職」でもサービス提供可	50.1	54.5	47.5	48.7	52.4	47.2
利用者の状況により非専門職でも可	5.3	6.0	4.9	5.9	6.7	5.6
わからない	0.6	0.6	0.5	0.5	0.7	0.4
【参考】サンプル数(単位: 件)	6,711	2,518	4,193	2,389	697	1,692

	話し相手			調理		
	全体	要支援1	要支援2	全体	要支援1	要支援2
「専門職」によるサービス提供が必要	50.0	46.9	51.5	53.7	44.0	57.8
「非専門職」でもサービス提供可	44.7	47.5	43.3	40.8	48.3	37.6
利用者の状況により非専門職でも可	5.2	5.2	5.2	5.2	6.9	4.5
わからない	0.1	0.3	0.0	0.3	0.9	0.0
【参考】サンプル数(単位: 件)	996	324	672	782	232	550

	洗濯			買い物同行		
	全体	要支援1	要支援2	全体	要支援1	要支援2
「専門職」によるサービス提供が必要	44.0	40.9	45.2	63.7	59.3	65.6
「非専門職」でもサービス提供可	50.5	52.6	49.6	29.5	31.9	28.5
利用者の状況により非専門職でも可	5.5	6.5	5.2	6.2	8.8	5.1
わからない	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.8
【参考】サンプル数(単位: 件)	541	154	387	369	113	256

	ゴミ出し			入浴見守り		
	全体	要支援1	要支援2	全体	要支援1	要支援2
「専門職」によるサービス提供が必要	35.2	26.2	37.6	77.7	71.0	79.5
「非専門職」でもサービス提供可	57.1	61.5	56.0	19.3	22.6	18.4
利用者の状況により非専門職でも可	7.0	10.8	6.0	3.0	6.5	2.1
わからない	0.6	1.5	0.4	0.0	0.0	0.0
【参考】サンプル数(単位: 件)	315	65	250	296	62	234

	入浴介助			その他※		
	全体	要支援1	要支援2	全体	要支援1	要支援2
「専門職」によるサービス提供が必要	89.5	88.9	89.6	75.0	63.0	79.1
「非専門職」でもサービス提供可	9.6	7.4	9.9	21.6	28.6	19.1
利用者の状況により非専門職でも可	1.0	3.7	0.5	3.2	7.6	1.7
わからない	0.0	0.0	0.0	0.2	0.8	0.0
【参考】サンプル数(単位: 件)	209	27	182	464	119	345

※その他…「入浴以外の保清」「排泄介助」「食事介助」「通院介助」「水分補給」「体位変換」「服薬支援」「その他」をまとめたもの

○ 代替可能性

代替可能性\利用サービス	身体介護あり		身体介護なし (生活援助のみ)		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
専門職による サービス提供が必要 等	1,348	19.0	2,508	35.4	3,856	54.4
非専門職でも サービス提供が可能	536	7.6	2,702	38.1	3,238	45.6
合計	1,884	26.6	5,210	73.4	7,094	100

【 介護予防通所介護 】

○ 介護予防通所介護の利用状況

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
利用していない	7,939	60.3	3,138	62.7	4,801	58.8
利用している	5,229	39.7	1,869	37.3	3,360	41.2

○ 通所介護の利用目的（複数回答）【高い順】

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
社会的交流	4,651	88.9	1,623	86.8	3,028	90.1
生活機能維持	4,643	88.8	1,660	88.8	2,983	88.8
レクリエーション	3,190	61.0	1,021	54.6	2,169	64.6
入浴	2,198	42.0	599	32.0	1,599	47.6
健康管理(服薬確認や爪切り等)	2,109	40.3	661	35.4	1,448	43.1
食事	2,102	40.2	607	32.5	1,495	44.5
介護負担軽減	691	13.2	206	11.0	485	14.4
その他	467	8.9	177	9.5	290	8.6
不明・無回答	40	0.8	11	0.6	29	0.9
【参考】サンプル数(%ベース)	5,229	100.0	1,869	100.0	3,360	100.0

○ 送迎の必要性

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
あり	4,849	92.7	1,670	89.4	3,179	94.6
なし	337	6.4	188	10.1	149	4.4
不明・無回答	43	0.8	11	0.6	32	1.0
【参考】サンプル数(%ベース)	5,229	100.0	1,869	100.0	3,360	100.0

○ 利用頻度

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
週1回	2,706	51.7	1,590	85.1	1,116	33.2
週2回	2,386	45.6	250	13.4	2,136	63.6
週3回	73	1.4	8	0.4	65	1.9
週4回	6	0.1	5	0.3	1	0.0
週5回	1	0.0	0	0.0	1	0.0
週6回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
毎日	0	0.0	0	0.0	0	0.0
週1回未満	20	0.4	9	0.5	11	0.3
不明・無回答	37	0.7	7	0.4	30	0.9
【参考】サンプル数(%ベース)	5,229	100.0	1,869	100.0	3,360	100.0

○ 1回あたりの利用時間

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1日	2,573	49.2	754	40.3	1,819	54.1
半日	2,590	49.5	1,097	58.7	1,493	44.4
不明・無回答	66	1.3	18	1.0	48	1.4
【参考】サンプル数(%ベース)	5,229	100.0	1,869	100.0	3,360	100.0

○ 現行サービス以外での代替可能性について (単位: %)

	全体	要支援1	要支援2
現行サービスの提供が必要	71.2	65.1	74.7
短時間や利用目的ごとに細分化されたサービス提供があればそれでも可能	22.5	27.3	19.8
住民団体等の地域サロンや居場所でも可能	3.3	4.8	2.5
わからない	0.7	0.7	0.6
不明・無回答	2.3	2.1	2.4
【参考】サンプル数(単位: 件)	5,229	1,869	3,360

○ 代替可能性

	件数	割合 (%)
現行サービスの提供が必要 (1日利用)	2,008	39.2
現行サービスの提供が必要 (半日利用)	1,773	34.5
短時間や利用目的ごとに細分化されたサービス提供があれば可能	1,175	22.9
住民団体等の地域サロンや居場所でも可能	172	3.4
合計	5,128	100

【介護保険外サービスについて】

○ 対象者が利用している介護保険外サービスについて(複数回答)【高い順】

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
老人福祉員	1,382	26.3	502	25.1	880	27.0
配食	1,201	22.8	404	20.2	797	24.5
民生委員	1,079	20.5	394	19.7	685	21.0
緊急通報サービス	1,022	19.4	368	18.4	654	20.1
宅配	883	16.8	366	18.3	517	15.9
サロン・居場所・認知症カフェ	577	11.0	245	12.2	332	10.2
ゴミ捨て	365	6.9	81	4.0	284	8.7
健康教室	342	6.5	156	7.8	186	5.7
掃除代行	338	6.4	110	5.5	228	7.0
外出付添い	292	5.6	70	3.5	222	6.8
老人クラブ	285	5.4	123	6.1	162	5.0
庭仕事	276	5.2	93	4.6	183	5.6
電球交換等の細々としたこと	271	5.2	92	4.6	179	5.5
買物代行	264	5.0	75	3.7	189	5.8

給食・会食会	252	4.8	108	5.4	144	4.4
粗大ごみ処分不用品の整理	242	4.6	91	4.5	151	4.6
話し相手	200	3.8	80	4.0	120	3.7
安否確認サービス	191	3.6	64	3.2	127	3.9
送迎	178	3.4	57	2.8	121	3.7
調理	137	2.6	45	2.2	92	2.8
衣替え	121	2.3	35	1.7	86	2.6
薬の受け取り	87	1.7	21	1.0	66	2.0
洗濯	72	1.4	21	1.0	51	1.6
その他※	685	13.0	272	13.4	413	12.6
不明・無回答	185	3.5	80	4.0	105	3.2
【参考】サンプル数(%ベース)	5,260	100.0	2,003	100.0	3,257	100.0

※その他…「外出付添い」「訪問理美容」「服薬確認」「訪問理美容」「金銭管理」「読み上げや代筆」「位置探索サービス」「その他」をまとめたもの

○ ケアマネジャーとして可能な追加したい介護保険外サービスについて(複数回答)【高い順】

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
話し相手	2,235	17.0	775	15.5	1,460	17.9
サロン・居場所・認知症カフェ	2,037	15.5	779	15.6	1,258	15.4
健康教室	1,961	14.9	792	15.8	1,169	14.3
電球交換等の細々としたこと	1,787	13.6	626	12.5	1,161	14.2
外出付添い	1,129	8.6	310	6.2	819	10.0
粗大ごみ処分不用品の整理	1,083	8.2	390	7.8	693	8.5
緊急通報サービス	1,076	8.2	346	6.9	730	8.9
老人クラブ	892	6.8	363	7.2	529	6.5
安否確認サービス	761	5.8	239	4.8	522	6.4
配食	712	5.4	236	4.7	476	5.8
送迎	645	4.9	195	3.9	450	5.5
ゴミ捨て	543	4.1	149	3.0	394	4.8
老人福祉員	502	3.8	195	3.9	307	3.8
給食・会食会	464	3.5	172	3.4	292	3.6
衣替え	450	3.4	147	2.9	303	3.7
民生委員	442	3.4	166	3.3	276	3.4
買物代行	434	3.3	115	2.3	319	3.9
庭仕事	399	3.0	158	3.2	241	3.0
掃除代行	370	2.8	113	2.3	257	3.1
服薬確認	361	2.7	116	2.3	245	3.0
宅配	322	2.4	100	2.0	222	2.7
調理	277	2.1	96	1.9	181	2.2
薬の受け取り	252	1.9	67	1.3	185	2.3
金銭管理	151	1.1	47	0.9	104	1.3
洗濯	137	1.0	44	0.9	93	1.1
読み上げや代筆	131	1.0	31	0.6	100	1.2
その他	116	0.9	37	0.7	79	1.0
訪問理美容	64	0.5	8	0.2	56	0.7
位置探索サービス	13	0.1	3	0.1	10	0.1
不明・無回答	6,881	52.3	2,728	54.5	4,153	50.9
サンプル数(%ベース)	13,168	100.0	5,007	100.0	8,161	100.0

サプライ調査について

1 基本情報

- (1) 調査対象：医療保険、介護保険等の公的サービス以外で、地域での高齢者の生活を支えるサービス
- (2) 調査方法：平成26年6月時点で各地域包括支援センターにおいて把握しているサービス及び京都市社会福祉協議会の「生活支援サービスの把握調査」(平成26年5月)に基づき得られた情報を、下表の分類で整理

サービス種別	サービス内容について
家事支援	家事支援サービス，家事支援ボランティア，困りごとサービス等
買い物支援	食材・生活品の宅配サービス，移動販売，買い物支援ボランティアの活動等
外出支援	外出支援ボランティア，移送サービス，コミュニティバス，福祉タクシー等 ※一般のタクシー会社は対象外
配食	見守りを兼ねた配食サービス，きざみ食や栄養食等の特別な対応を行っている配食サービス等 ※ただ単に弁当の配達だけを行うサービスは対象外
安否確認	地域住民等による定期的な訪問事業，地域見守りネットワークの活動等 ※民生委員や老人福祉員の活動，警備会社による通常のセキュリティーサービス等は対象外
訪問理美容	訪問理美容，ボランティアによる訪問理美容
健康講座	医師や介護事業所，自治会などによる定期的な健康に関する講座 ※健康すこやか学級等京都市が主体のサービスは対象外
交流サロン（コミュニティカフェ）	認知症カフェ，自治会によるサロン活動等
生活相談（権利擁護）	NPO法人や当事者団体等による無料の生活相談等に関する取組 ※弁護士等有資格者による有料の法律相談等は対象外
地域ネットワーク	当事者団体，介護家族の会等による自主団体，地域独自のネットワーク等（当事者団体等による傾聴ボランティア等の活動も含む）
その他	上記のサービス種別のいずれにも属さず，生活支援サービスに該当するもの

2 市内事業所数

		民間企業	社会福祉法人	NPO法人	公益法人等	地縁団体	ボランティア	その他	合計	計
訪問系	①家事支援	102	8	22	4	23	9	5	173	393
	②買い物支援	17		1	1			3	22	
	③外出支援	67	4	8		3		3	85	
	④配食	31	1	3		2	2		39	
	⑤安否確認	1		2		7	2	2	14	
	⑥訪問理美容	58		2					60	
通所系	⑦健康講座	2	5	1	1	17	12	9	47	283
	⑧交流サロン	6	25	11	7	117	34	36	236	
その他	⑨生活相談		2	3	2	2		1	10	104
	⑩地域ネットワーク		3		2	12	5	10	32	
	⑪その他	34	6	1	1	6	11	3	62	
	合計	318	54	54	18	189	75	72		780

生活支援サービス実態調査について

1 調査概要

- (1) 調査目的 サプライ調査（資料3参照）の結果等をもとに、現在生活支援サービスを提供している事業者の種類や量、運営上の課題等を把握する
- (2) 調査対象 生活支援サービス（インフォーマルサービス）を提供する事業所・住民団体等
- (3) 実施方法 非営利団体：訪問聞き取り
民間企業：郵送によるアンケート調査
- (4) 調査期間 平成27年7月1日～平成27年8月4日
- (5) 調査件数 (箇所)

種別	非営利団体 〔 NPO法人 地縁団体 等 〕	民間企業	計
訪問型サービス	75	123	198
通所型サービス	355	13	368
その他	15	1	16
計	445	137	582

2 主な結果

【訪問型サービス】

○ 事業者数

サービス種別	サービス内容	社会福祉法人	NPO法人等 ※協同組合を含む	公益法人	地縁団体	(地縁団体 のうち 学区・地区)	ボランティア	その他	小計	民間企業	合計
家事支援	家事支援サービス、家事支援ボランティア、困りごとサービス	1	19	5	25	(21)	5	1	56	64	120
買物支援	食料・生活品の宅配サービス、移動販売、買物支援ボランティアの活動等		1					2	3	7	10
外出支援	外出支援ボランティア、移送サービス、コミュニティバス、福祉タクシー等	4	3					1	8	23	31
訪問型その他	配食 安否確認 訪問理美容	1	2		1		3	1	8	29	37
小計		6	25	5	26	(21)	8	5	75	123	198

- 運営上の課題として、「担い手の確保」と回答している事業者が最も多い。また、今後「担い手数」「利用者数」を拡大したいと回答している事業者が多い。

運営上の課題（上位5位抜粋）

※複数回答有り(3つまで)

単位:件

	社会福祉法人	NPO法人等	公益法人	地縁団体	ボランティア	その他	合計
1位 担い手の確保	1 担い手の確保	13 担い手の確保	5 担い手の確保	15 担い手の確保	15 担い手の確保	4 財政的支援	1 担い手の確保 38
2位 利用者の増加	1 財政的支援	8 担い手の育成	3 担い手の育成	7 財政的支援	2 担い手の育成	1 財政的支援	16
3位		7 利用者の増加	3 事故のリスク対応	5 担い手の育成	2 利用者の増加	1 担い手の育成	16
4位		6 財政的支援	1 広報活動の充実	5 その他	2 事故のリスク対応	1 利用者の増加	16
5位		5 広報活動の充実	1 利用者の増加	4 財政的支援	1 事故のリスク対応	1 地域との連携	11

拡大意向

※複数回答有
単位:件

	社会福祉法人	NPO法人等	公益法人	地縁団体	ボランティア	その他	合計
サービス内容		7	1	2	1	1	12
利用者数		12	1	8			21
エリア		1	1	1			3
サービス利用時間		3	1				4
担い手数	1	12	4	13	3	1	34
特になし		3	1	8	2	1	15
その他		1		3	1		5
合計	1	39	9	35	7	3	94

- 総合事業への参入意向については「有」と回答した事業者は22事業者となっている。
- 総合事業の実施にあたり、京都市に望むこととしては、区単位での事業者のネットワーク化や、地域で支えあう活動の人材育成に力を入れてほしいとの意見がある。

新しい総合事業の実施にあたって、京都市に望むこと

	回答数	主な意見
体制整備	28	○現場の実態や意見を聞いて総合事業の枠組みを作してほしい ○B型の利用者のイメージを明確にしてほしい ○制限をかけすぎると助け合い活動が伸びない ○区単位で事業者のネットワーク化やサービス・活動の在り方について話し合い、調整する存在(場)が必要 ○事務の煩雑を避けるため、様式の統一化、簡略化に配慮してほしい ○困難ケースには専門職の派遣対応をお願いしたい
担い手養成	5	○担い手となる可能性を秘めた人材を引き出す仕掛けが必要 ○担い手養成には、大学生にも担ってもらえるシステムが必要 ○活動者の質の担保の取組が重要であり、身分保障があることでやりがいを持って取り組める ○地域で支えあう活動の人材育成に力を入れてほしい ○看護師、ヘルパー○Bを組織化してはどうか ○ボランティアは訪問の敷居が高いので、研修修了者に認定証があるとよい
報酬・処遇改善	10	○報酬単価は収支を想定して設定してほしい ○財政が厳しければ、利用者負担を増やすことも検討してはどうか事業者としても維持ができない状況になる ○地域にニーズはあるが、一定の報酬を出さないと担い手は見つからないので支援いただきたい

【通所型サービス】

○ 事業者数

サービス種別	サービス内容	社会福祉法人	NPO法人等 ※協賛組合6会	公益法人	地縁団体	(地縁団体 のうち 学区社協)	ボランティア	その他	小計	民間企業	合計
交流サロン	定期的なサロン活動(コミュニティサロン)、 認知症カフェ等	29	13	17	86	(59)	27	12	184	7	191
居場所	京都市の高齢者の居場所 (助成対象等)	16	11	6	60	(30)	30	5	128	4	132
通所型その他	定期的な健康講座 ※健康すこやか学級は対象外	3	1	3	6	(1)	28	2	43	2	45
小計		48	25	26	152	(90)	85	19	355	13	368

- 利用者数は、「20名迄」が205事業者、「21～50名迄」が118事業者となっており、20名迄の事業者が約6割となっている。

- 運営上の課題として、「担い手の確保」「利用者の増加」「財政的支援」が上位を占めている。
また、今後「担い手数」「利用者数」を拡大したいと回答している事業者が多い。

運営上の課題（上位5位抜粋）

※複数回答有(3つまで)

単位:件

		社会福祉法人		NPO法人等		公益法人		地縁団体		ボランティア		その他		合計	
1位	担い手の確保	21	財政的支援	13	担い手の育成	9	担い手の確保	54	担い手の確保	32	財政的支援	8	担い手の確保	132	
2位	利用者の増加	18	担い手の確保	12	担い手の確保	8	利用者の増加	51	財政的支援	30	地域との連携	7	利用者の増加	117	
3位	財政的支援	13	地域との連携	10	利用者の増加	7	財政的支援	46	利用者の増加	24	利用者の増加	7	財政的支援	113	
4位	地域との連携	13	利用者の増加	10	会場の確保	4	その他	30	担い手の育成	21	担い手の育成	6	担い手の育成	74	
5位	広報活動の充実	11	広報活動の充実	6	活動回数の増加	3	担い手の育成	30	事故のリスク対応	16	広報活動の充実	5	地域との連携	55	

拡大意向

※複数回答有

単位:件

	社会福祉法人	NPO法人等	公益法人	地縁団体	ボランティア	その他	合計
サービス内容	16	11	4	22	11	2	66
利用者数	16	11	6	58	24	10	125
エリア	2	4	1	8	16	1	32
サービス利用時間	4	4		3	5		16
担い手数	15	12	6	31	29	3	96
特になし	8	1	11	62	26	4	112
その他	17	6	6	16	22	5	72
合計	78	49	34	200	133	25	519

- 総合事業の実施にあたり、京都市に望むこととして、居場所運営者間の交流会の実施や、居場所づくりへの相談対応の充実を望む意見がある。

新しい総合事業の実施にあたって、京都市に望むこと

	回答数	主な意見
体制整備	86	○総合事業の説明や京都市の考え方について、できるだけ早期に詳しく聞きたい ○地縁組織やボランティアの間では、居場所づくりのリーダー層を集めての活動交流会・研修を開催してほしい、居場所づくりの相談を充実してほしい ○町内単位での居場所づくりやきめ細かな見守りを期待する ○山間部や交通機関が少ない地域では、送迎支援が必要
助成金・補助金	61	○人件費、食材費、送迎等への柔軟な財政支援を求める ○助成手続を簡易にしてほしい ○遠方（山間部等）の交通費補助を検討してほしい
担い手養成	61	○養成研修をしっかりと実施してほしい ○ボランティアがいなくて成り立たないので、人材確保に協力してほしい ○医療・福祉専門職等のOBが担い手になってほしい ○学生に市担い手研修の修了証があると、活動の信頼が高くなる ○担い手をマネジメントできる人材育成をしてほしい ○講座実施後の活動先まで考えてほしい
その他	23	○住民が地域で要介護・要支援者を見ていこうという意識を持ってもらえる取組が必要ではないか ○居場所づくりのモデル提示や飲食物提供時の具体的なガイドラインの提示がほしい ○認知症カフェは誰もが集える場と限定された場の両方が必要であり、支援の枠組みを考えてほしい

※ 調査結果を京都市ホームページ（京都市情報館）に掲載しています。

(URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000194894.html>)

介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業所への参入意向調査について

1 調査概要

- (1) 調査目的 総合事業への参入意向等を把握すること
- (2) 調査対象 京都市内の指定介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業所
- (3) 実施方法 WEB調査（市ホームページ上の調査専用回答画面への入力による回答）、及び希望した事業者については、郵送配布・郵送回収
- (4) 調査期間 平成27年12月1日～平成27年12月18日
- (5) 調査件数

	対象数	有効回答数	有効回答率
介護予防訪問介護事業所	355事業所	245事業所	69.0%
介護予防通所介護事業所	350事業所	292事業所	83.4%

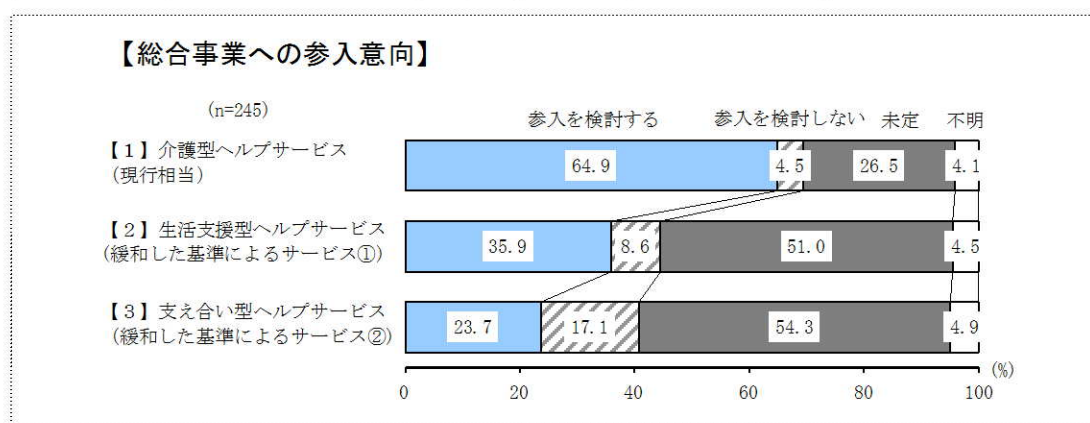
2 主な結果

【訪問型サービス】

○ 参入意向（回答数：245事業所）

訪問型の総合事業への参入意向については、現行相当サービスについては「参入を検討する」が約6割と最も多く、「参入を検討しない」は1割未満となっている。

緩和した基準によるサービスについては、「参入を検討する」が生活支援型で約4割、支え合い型で約2割となっている一方、「未定」が約5割となっている。



○ 参入を検討しやすくなるための条件内容

生活支援型は、「報酬が増える」が最も多く、約7割の事業所が選択し、次いで「要介護者と要支援者へのサービス提供を一体的に実施した場合、人員基準が緩和される」が約3割、「提供するサービスが簡易になる」「サービス提供時間が短縮される」が約2割の事業所が選択している。

支え合い型でも、「報酬が増える」が約7割の事業所が選択し、次いで「提供するサービスが簡易になる」が約3割、「従事者の資格要件が緩和される」が約2割の事業所が選択している。

○ 需給推計

現行相当のサービスについては、利用者見込み以上の供給が見込まれる。参入意向未定の事業所が多い中であるが、生活支援型及び支え合い型については、供給不足が見込まれる。

	類型	供給見込み(ア) (※)	利用者見込み(イ)	需給推計 (ア－イ)	充足率	需給状況
1	介護型ヘルプサービス(現行相当)	5,183	1,884	3,299	275%	充足
2	生活支援型ヘルプサービス (緩和した基準によるサービス①)	1,988	2,508	△ 520	79%	不十分
3	支え合い型ヘルプサービス (緩和した基準によるサービス②)	846	2,702	△ 1,856	31%	不十分

※ 27年度参入意向調査結果(「参入を検討する」を選択した各事業所の利用者数の累計)

【1】【2】【3】のうち複数「参入を検討する」を選択した事業所(約3割)の利用者数は重複して計上している。

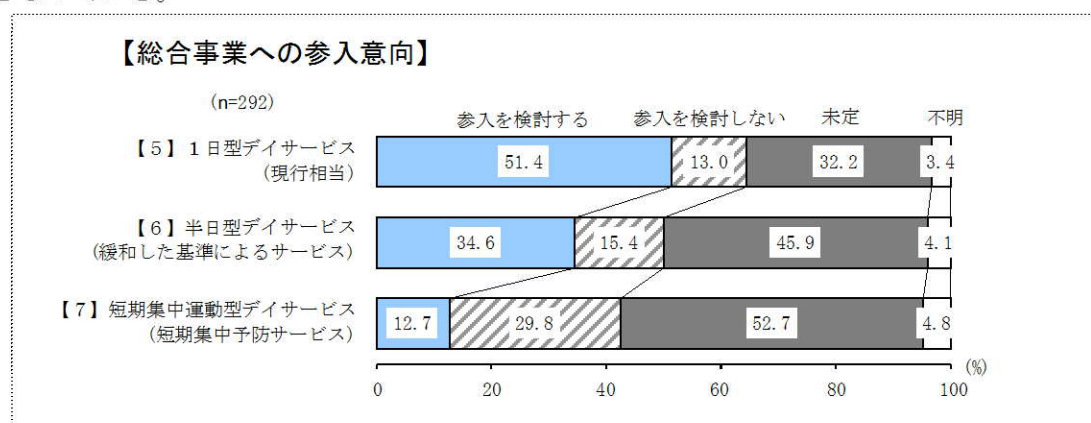
【通所型サービス】

○ 参入意向(回答数: 292事業所)

通所型の総合事業への参入意向については、現行相当サービスについては「参入を検討する」が約5割で最も多く、「参入を検討しない」は約1割となっている。

緩和した基準によるサービスについては、「参入を検討する」が約3割となっている一方で、「未定」が約5割を占めている。

短期集中予防サービスについても「未定」が約5割で最も多く、「参入を検討する」は約1割となっている。



○ 参入を検討しやすくなるための条件内容

半日型では、「報酬が増える」が最も多く、約7割の事業所が選択し、次いで、「要介護者と要支援者へのサービス提供を一体的に実施した場合、人員基準が緩和される」が約4割、「設備基準が緩和される」が約1割の事業所が選択している。

短期集中運動型でも、「報酬が増える」が6割、次いで「従事者の資格要件が緩和される」が約2割、「設備基準が緩和される」も約2割の事業所が選択している。

○ 需給推計

現行相当のサービスについては一定の参入が見込まれ、短期集中運動型については利用者見込み以上の供給が見込まれる。半日型については参入意向未定の事業所が多い中であるが、供給不足が見込まれる。

類型		供給見込み(ア) (※)	利用者見込み(イ)	需給推計 (アイ)	充足率	需給状況
5	1日型デイサービス(現行相当)	1,884	2,008	△ 124	94%	概ね均衡
6	半日型デイサービス (緩和した基準によるサービス)	2,239	2,948	△ 709	76%	不十分
7	短期集中運動型デイサービス (短期集中予防サービス)	926	400	526	232%	充足

※ 27年度参入意向調査結果(「参入を検討する」を選択した各事業所の利用者数の累計)

【5】【6】【7】のうち複数「参入を検討する」を選択した事業所(約2割)の利用者数は重複して計上している。

※ 調査結果を京都市ホームページ(京都市情報館)に掲載しています。

(URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000194894.html>)

地域支え合い活動創出モデル事業について

1 事業背景

総合事業の実施に先立ち、住民主体の生活支援サービスの充実に向けた取組を進めるため、高齢者に対して掃除や買物などの手助けを行う担い手の養成や、養成された担い手による高齢者への生活支援活動に試行的に実施。

2 高齢者支え合い担い手養成講座

- | | |
|-----------|---|
| (1) 日 時 | 平成27年11月24, 26, 30日 午後1時30分～午後5時00分 |
| (2) 場 所 | ひと・まち交流館京都 |
| (3) 内 容 | ① 高齢者を取り巻く状況と介護保険制度
② 高齢者の身体と心、暮らし
③ 地域福祉活動とボランティア活動
④ 活動におけるマナー・心得
⑤ 介護予防と自立支援
⑥ リスクの予防と対応
⑦ 高齢者を対話で元気に～高齢者とのコミュニケーション～
⑧ 認知症の理解と対応
⑨ 実践報告「事例に学ぶ『助け合いの活動』」 |
| (4) 受講者数等 | 申込者数 228名
受講者数 92名
修了者数 89名(うち、48名が高齢者支え合い活動モデル事業に登録) |

3 高齢者支え合い活動

- | | |
|-------------|--|
| (1) 活動地域 | 中京区, 東山区 |
| (2) 利用対象者 | ・要支援認定を受けている方又は基本チェックリストで「生活機能に低下のおそれがある」と判定された方
・原則, 一人暮らしの方
・現在訪問介護を利用している方は, 重複して利用することはできない。 |
| (3) 支援の内容 | 家の中の掃除, 日用品等の買物, 洗濯
(直接本人の援助に当たらないことや, 大掃除など日常的に行われる家事の範囲を超えることは対象外) |
| (4) 利用頻度・時間 | 1週間に1回, 平日(土日祝日除く)
午前9時00分～午後5時00分の間の1時間以内 |
| (5) 利用料 | 250円/回(生活保護世帯は無料) |
| (6) 活動状況 | 実働件数16件(中京区9件, 東山区7件) ※平成28年3月末現在 |

訪問型サービスの基準等(案)

	【1】介護型ヘルプサービス（現行相当）	【2】生活支援型ヘルプサービス（A①）	【3】支え合い型ヘルプサービス（A②）	【4】地域支え合い型ボランティア（B）																																							
国類型	緩和した基準によるサービス（A）																																										
サービス対象者	現行の訪問介護相当サービス	要支援者・サービス事業対象者 ※原則、要支援者とする																																									
提供するサービス	○現行介護保険給付による 身体介護 中心 ※ 生活援助のみの場合は原則生活支援型で対応する	○現行介護保険給付による 生活援助（家事）中心 ※ 掃除、買物代行以外（調理等）も幅広く対応	○現行介護保険給付による 生活援助（家事）中心 ※ 主に掃除、買物代行	要支援者・サービス事業対象者 ※その他、要介護者等も利用可能																																							
サービスの頻度・時間	利用者の様態により頻度・利用時間は異なる （ケアマネジメントによる）	利用者の様態により頻度は異なる 利用時間は1時間以内	原則週1～2回、1時間以内	必要な頻度、時間で柔軟に設定																																							
人員基準等	<table><tr><th></th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従1以上 ※1</td><td></td></tr><tr><td>サービス提供責任者</td><td>介護福祉士等 （2年以上の実務経験要）</td><td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人以上に1以上 ※2</td><td>雇用労働者</td></tr><tr><td>従事者</td><td>訪問介護員</td><td>常勤専従2.5人以上</td><td></td></tr></table> ※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職員の就業に就業可能 ※2 一部非常勤職員も可能		必要な資格	配置要件	雇用形態	管理者	なし	常勤専従1以上 ※1		サービス提供責任者	介護福祉士等 （2年以上の実務経験要）	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人以上に1以上 ※2	雇用労働者	従事者	訪問介護員	常勤専従2.5人以上		<table><tr><th></th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>運営・マッチング担当者 ※1</td><td>なし</td><td>専従1以上 ※2</td><td>雇用労働者</td></tr><tr><td>従事者</td><td>担い手研修受講者 ※3</td><td>必要数</td><td>雇用労働者等</td></tr></table> ※1 運営・マッチング担当者（仮称）は、サービス提供責任者の資格要件を緩和したうえで、同様の職務に当たる者を想定 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※3 担い手研修は10時間～20時間程度（想定）		必要な資格	配置要件	雇用形態	運営・マッチング担当者 ※1	なし	専従1以上 ※2	雇用労働者	従事者	担い手研修受講者 ※3	必要数	雇用労働者等	<table><tr><th></th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>運営・マッチング担当者 ※1</td><td>なし</td><td>1以上</td><td>有償又は無償ボランティア</td></tr><tr><td>従事者</td><td>なし</td><td>必要数</td><td></td></tr></table> ※1 運営・マッチング担当者（仮称）は業務管理及び利用申込みの調整等を行う。		必要な資格	配置要件	雇用形態	運営・マッチング担当者 ※1	なし	1以上	有償又は無償ボランティア	従事者	なし	必要数	
	必要な資格	配置要件	雇用形態																																								
管理者	なし	常勤専従1以上 ※1																																									
サービス提供責任者	介護福祉士等 （2年以上の実務経験要）	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人以上に1以上 ※2	雇用労働者																																								
従事者	訪問介護員	常勤専従2.5人以上																																									
	必要な資格	配置要件	雇用形態																																								
運営・マッチング担当者 ※1	なし	専従1以上 ※2	雇用労働者																																								
従事者	担い手研修受講者 ※3	必要数	雇用労働者等																																								
	必要な資格	配置要件	雇用形態																																								
運営・マッチング担当者 ※1	なし	1以上	有償又は無償ボランティア																																								
従事者	なし	必要数																																									
設備基準	事務室（7.4㎡以上）、相談スペース（必要な広さ） その他必要な設備	事務室（必要な広さ）、その他必要な設備	事務室（必要な広さ）、その他必要な設備	特に設けない																																							
収入（報酬）	現行の介護予防訪問介護と同等 （包括報酬 又は 一回あたり単価）	現行の介護予防訪問介護の8割程度 （包括報酬 又は 一回あたり単価）	現行の介護予防訪問介護の6割程度 （包括報酬 又は 一回あたり単価）	定額補助																																							
事業者の指定／補助	事業者指定			補助																																							
需給見込	充足	不十分	不十分	—																																							
供給確保策	—	現時点で「未定」と回答している事業所の参入検討を進めるため、事業者からの質問が多かった「要介護者と要支援者へのサービス提供を一体的に実施した場合の人員基準」について、早急に明確化する。	28年度予算要求している「地域支え合い活動創出コーディネート」の活動の中で、様々な非営利団体にも参入を働きかけていくほか、生活支援サービス実態調査で寄せられた意見が多かった、支え合い活動の担い手不足への対応として、担い手養成に取り組む。	—																																							

※ これらは単独で事業を実施する場合の基準であり、訪問介護と一体的に実施する場合、訪問介護の人員及び設備基準を満たしていれば、現行相当サービス及び緩和した基準によるサービスの基準を満たしているとみなす取扱いが考えられる。

訪問型サービスに関連する既存事業の概要

	すこやかホームヘルプサービス(65歳以上)	在宅生活支援ホームヘルプサービス(60～64歳)
事業目的等	介護保険の対象とならない「自立認定者」に対し、日常生活に必要な支援を行うことにより、居宅における日常生活を維持し、必要支援又は要介護状態への進行を予防する。(平成18年度～)	介護保険の対象とならない「60～64歳までの高齢者のうち、在宅での日常生活を維持するのに援助が必要な方」に対し、必要な支援を行うことにより、居宅における日常生活を維持するとともに、高齢者福祉の増進を図る。(昭和37年～)
26年度決算	3,921千円	1,348千円
国庫補助等	— ※26年度までは地域支援事業(任意事業)交付金	—
26年度利用実績	407世帯(延べ利用世帯数) 72世帯(実利用世帯数)	87世帯(延べ利用世帯数) 10世帯(実利用世帯数)
対象者	①65歳以上の自立認定者で、今後要支援又は要介護状態となるおそれがある虚弱高齢者のうち、当該サービスの提供がなければ居宅における日常生活の維持が困難な者。 ②基本的生活習慣の欠如又は対人関係の不成立等、社会適応が困難な65歳以上の自立認定者で、①と同等の状況にある者。	①概ね60～64歳までの者のうち、介護保険の第一次判定に相当する結果が要介護2以上の者。 ②概ね60～64歳までの者のうち、左記と同等の状況にある者、又は介護保険の第一次判定に相当する結果が要支援1～要介護1の者。
サービス内容等	■サービス内容:介護予防を目的とする家事援助 ■サービス頻度:原則週1回(原則2時間以内)、6箇月以内	■サービス内容:上記①の場合、訪問介護と同等。上記②の場合、左記と同等。 ■サービス頻度:必要と認める回数及び時間、6か月以内
利用料	介護予防訪問介護費の報酬単価の概ね10分1 (右記②の場合を含む。生活保護世帯は無料)	訪問介護費の報酬単価の概ね10分の1 (上記②の場合は除く。生活保護世帯は無料)
実施機関	12法人(29訪問介護事業所) ※すべて社会福祉法人(委託)。訪問介護員がサービス提供。	

通所型サービスの基準等(案)

国類型	【5】1日型サービス(現行相当)	【6】半日型サービス(A)	【7】短期集中運動型サービス(C)																																																
サービス対象者	現行の通所介護相当サービス	緩和した基準によるサービス(A)	短期集中予防サービス(C)																																																
提供するサービス	要支援者・サービス事業対象者 ※原則、要支援者とする	要支援者・サービス事業対象者	要支援者・サービス事業対象者																																																
提供するサービスの頻度・時間等	レクリエーション、入浴、機能訓練、昼食	機能訓練は必ず提供 ※ 入浴、送迎、昼食は選択制サービス	専門家による短期集中運動プログラムの実施																																																
サービス提供の頻度・時間等	利用者の状態により頻度及び利用時間は異なる 原則 5時間以上／回	利用者の状態により頻度は異なる 5時間未満／回(2～3時間／回 を想定)	週2～3回 1時間～1時間半／回 ※原則3カ月の短期間集中利用																																																
送迎	あり	原則あり(利用者の選択による)	原則あり(利用者の選択による) バスストップ方式を可能とする																																																
人員基準等	<table><tr><th>管理者</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>生活相談員</td><td>なし</td><td>常勤・専従1人以上 ※</td><td rowspan="4">雇用労働者</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)</td><td>1以上</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>理学療法士等</td><td>1人以上 ※</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>看護師等</td><td>必要数 ※</td></tr></table> ※ 支援がない場合、同一敷地内の他事業所等の雇用に従事可能	管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態	生活相談員	なし	常勤・専従1人以上 ※	雇用労働者	機能訓練指導員	介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)	1以上	看護職員	理学療法士等	1人以上 ※	介護職員	看護師等	必要数 ※	<table><tr><th>管理者</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>相談員 ※1</td><td>次のいずれかに該当する者 ①介護福祉士等 ②通所介護実務経験が3年以上</td><td>1以上 ※2</td><td rowspan="4">雇用労働者</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>理学療法士等</td><td>1以上</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>看護師等</td><td>必要数 ※2</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>なし</td><td>～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</td></tr></table> ※1 相談員(依頼)は、生活相談員の資格要件を緩和したうえで、同様の職務に当たる者を認定 ※2 支援がない場合、同一敷地内の他事業所等の雇用に従事可能	管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態	相談員 ※1	次のいずれかに該当する者 ①介護福祉士等 ②通所介護実務経験が3年以上	1以上 ※2	雇用労働者	機能訓練指導員	理学療法士等	1以上	看護職員	看護師等	必要数 ※2	介護職員	なし	～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上	<table><tr><th>管理者</th><th>必要な資格</th><th>配置要件</th><th>雇用形態</th></tr><tr><td>サービス計画作成者 ※1</td><td>なし</td><td>常勤・専従1人以上 ※4</td><td rowspan="4">雇用労働者</td></tr><tr><td>主任指導員 ※2</td><td>理学療法士、保健師 介護予防運動指導員、健康運動指導士 等</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>指導員 ※3</td><td>なし</td><td>必要数</td></tr></table> ※1 サービス計画作成者(依頼)は、サービス計画の作成評価、サービス実施指導を行う。 ※2 主任指導員(依頼)は、サービス計画に基づき主にサービスを提供する。 ※3 指導員(依頼)は、サービス提供の補助を行う。 ※4 支援がない場合、同一敷地内の他事業所等の雇用に従事可能	管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態	サービス計画作成者 ※1	なし	常勤・専従1人以上 ※4	雇用労働者	主任指導員 ※2	理学療法士、保健師 介護予防運動指導員、健康運動指導士 等	1人以上	指導員 ※3	なし	必要数
管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態																																																
生活相談員	なし	常勤・専従1人以上 ※	雇用労働者																																																
機能訓練指導員	介護福祉士等 (2年以上の実務経験要)	1以上																																																	
看護職員	理学療法士等	1人以上 ※																																																	
介護職員	看護師等	必要数 ※																																																	
管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態																																																
相談員 ※1	次のいずれかに該当する者 ①介護福祉士等 ②通所介護実務経験が3年以上	1以上 ※2	雇用労働者																																																
機能訓練指導員	理学療法士等	1以上																																																	
看護職員	看護師等	必要数 ※2																																																	
介護職員	なし	～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上																																																	
管理者	必要な資格	配置要件	雇用形態																																																
サービス計画作成者 ※1	なし	常勤・専従1人以上 ※4	雇用労働者																																																
主任指導員 ※2	理学療法士、保健師 介護予防運動指導員、健康運動指導士 等	1人以上																																																	
指導員 ※3	なし	必要数																																																	
設備基準	事務室(7.4㎡以上)、食堂兼機能訓練室(定員×3㎡) 相談室、静養室、その他必要な設備	事務室(必要な広さ)、食堂兼機能訓練室(定員×3㎡) 相談室、静養スペース、その他必要な設備		事務室(必要な広さ)、機能訓練室(定員×3㎡) 相談室、静養スペース、その他必要な設備																																															
収入(報酬)	現行の介護予防通所介護と同等 (包括報酬 又は 一回あたり単価)	現行の介護予防通所介護の8割(※)程度 ※ 入浴、送迎を実施した場合 (入浴、送迎は加算方式) (包括報酬 又は 一回あたり単価)	現行の介護予防通所介護の8割程度 (包括報酬とするか一回あたり単価とするかは検討中)																																																
事業所の指定／補助	事業者指定	事業者指定	事業者指定 (各区1か所程度公算)																																																
需給見込	概ね均衡	不十分	充足																																																
供給確保策	現時点で「未定」と回答している事業所の参入検討を進めるため、事業者からの質問が多かった「要介護者と要支援者へのサービス提供を一体的に実施した場合の人員基準」について、早急に明確化する。		—																																																

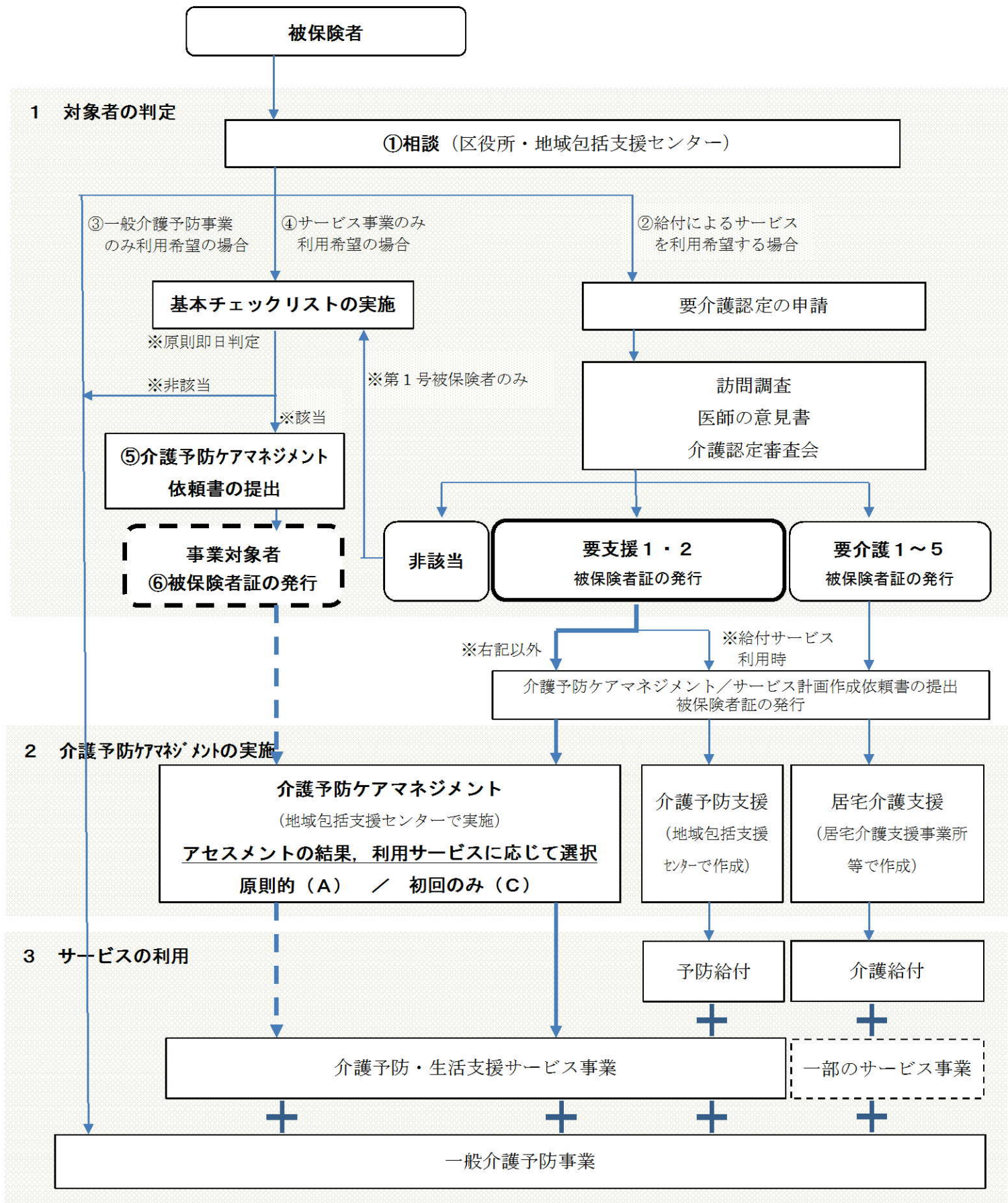
※ これらは単独で事業を実施する場合の基準であり、通所介護と一体的に実施する場合、通所介護の人員及び設備基準を満たしていれば、現行相当サービス及び緩和した基準によるサービスの基準を満たしているのみならず取扱いが考えられる。
また、短期集中予防サービス(C)について、他サービスとの一体的運営は想定していない。

社会参加により要介護・要支援認定に至らない高齢者が増えるよう、別途、身近な通いの場として居場所の充実に取り組む。

通所型サービスに関連する既存事業の概要

	老人クラブハウス	老人いきいの家	高齢者の居場所
設置目的等	老人の集会・クラブ活動及び慰安の場の提供(昭和48年～)	老人のいきいの場の提供(昭和33年～)	高齢者が自由に集い交流をすることを通じて、高齢者の孤立化や閉じこもり等を防止(平成24年～)
26年度決算	4,320千円	11,292千円	8,545千円 (うち運営費助成3,370千円)
26年度利用実績	1回平均10人(延べ192,098人)	1回平均20人(延べ27,112人)	1回平均12人(延べ126,492人)
箇所数	98箇所	5箇所	236箇所(うち健康すこやか学級97箇所)
管理者	施設の提供者又は利用者の代表者	指定管理者	地域の住民や団体
運営要件等	■設置要件:①15㎡以上,②週3日以上利用可,③1日8時間程度利用可)のすべてに適合する民家,寺院,神社及び集会所等 ■運営要件:①市内在住60歳以上,②週延べ30名以上,③原則無料,④サークル活動月2回以上,⑤老人の集会等月1回以上	■設置根拠:市老人いきいの家条例(5施設中2施設は寺院の一部のため非公募で指定管理者を選定) ■運営要件:①市内在住65歳以上,②9～5時,③世話人の配置,等 ■備考:平均99㎡	■運営要件:①特定のサークル活動,営利や政治・宗教的活動を目的とするものでないこと,②隔週1回以上,1回3時間以上,③市内在住65歳以上が5名以上,④事業に供される部分が他と区分されていること。 ⑤世話人が常駐,⑥原則無料(飲食代等の実費負担あり)
補助額等	■補助額:①年8万円(S60以前開設の内,民家,寺院等),②年4万円(上記以外) ■使途:建物賃借料,光熱水費,備品・消耗品購入等	■指定管理料:年約2百万円 ■使途:人件費,光熱水費,事務事業費,建物維持費	■補助額:年7万円(週5日以上)～1万円(隔週1日程度)※他に改修・備品購入補助あり。 ■使途:建物賃借料,光熱水費,通信費,講師謝礼等

サービス事業の利用手順と介護予防ケアマネジメント フローチャート



介護予防ケアマネジメントの類型

保険給付		地域支援事業	
国 類	型	原則的なケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
利用が想定される主な対象者	介護予防支援	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
	介護予防支援 要支援者のみ	要支援者 事業対象者	事業対象者中心
アセスメント結果	アセスメントの結果、予防給付（訪問看護、福祉用具貸与等）を利用する場合に実施	アセスメントの結果、予防給付を利用せず、総合事業（サービス事業）の指定事業者制のサービスを利用する場合に実施	アセスメントの結果、予防給付及び総合事業（サービス事業）の指定事業者制のサービスを利用しない場合に実施
利用が想定されるサービス	予防給付及び総合事業等	訪問型サービス（現行相当、A①、A②） 通所型サービス（現行相当、A、C）等	訪問型サービス（B） 一般介護予防事業等
実 施 内 容	要支援者のニーズに対して、介護給付等のサービスを適切に結び付け、介護予防サービス計画書を作成し、給付管理を行う。	要支援者及び事業対象者のニーズに対し、総合事業等のサービスを適切に結び付け、介護予防ケアプランを作成し、給付管理を行う。	要支援者及び事業対象者のニーズに対して、総合事業等のサービスを適切に紹介し、アセスメント結果を本人に伝えることで自身でのケアマネジメントを促す。
サービス提供者	地域包括支援センター	地域包括支援センター	
利 用 者 負 担	無料	無料	

※ 国類型のケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント）は、対象となるサービス（委託型想定）がないことから、設定しない。

コーディネーター(案)

平成29年度に向けて、当面は総合事業充実の取組を中心に行う。

【役割】

- 担い手養成研修への協力及び担い手の活動支援
- 総合事業の事業所・団体支援(研修会や情報交換会の開催等)
- 地域資源(特に制度外)の随時把握及びリスト化による情報提供
- 地域ケア会議等の各種会議支援
(地域資源情報の提供及びニーズ把握等)
- 関係者のネットワーク化(協議体の運営等)
- 不足するサービスを創出するための企画立案・支援

【配置】

第1層(各区)に配置 ⇒ 第2層(圏域)については今後検討

協議体(案)

各地域における情報共有及び連携強化の場とする。

【役割】

- 地域ニーズや地域資源などの情報共有
- 地域資源創出のための企画・立案・方針策定, 協力依頼

【構成】

- コーディネーター
 - 地域包括支援センター
 - サービス提供主体(介護保険事業所, ボランティア団体等)
 - 区役所・支所
- 等

【設置】

第1層(各区)に設置 ⇒ 第2層(圏域)については今後検討

生活支援サービスの充実・強化に関連する既存事業の概要

老人福祉センター	
第一種	第二種
地域の高齢者の相談、健康増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜の総合的な供与（昭和49年～） 根拠法令：老人福祉法第15条	
設置目的等	
事業内容	① 生活、健康等に関する相談（193件） ② 生業及び就業の指導（①に含む） ③ 機能回復訓練の実施（④に含む） ④ 教養講座等の実施（85, 221人） ⑤ 集会及びびいこいのための施設提供（288, 891人）
箇所数	10箇所
管理者	指定管理者（京都市社会福祉協議会が16箇所、淀福祉会が1箇所）
運営要件等	①利用資格：市内在住60歳以上 ②利用時間：9:00～17:00 ③休 所：日・祝・年末年始 ④利用料等：無料 ⑤職員体制：3人（所長、指導員、事務員（嘱託））
指定管理料委託料	■指定管理料：年平均2,200万円 ■使途：人件費（3人分）、光熱水費、事務事業費、建物維持費
26年度決算	225,911千円
26年度実績	1日平均147人（延べ430,912人）
	65,071千円
	1日平均89人（延べ174,982人）